

## 姫路市休業要請等協力事業者支援事業（支援金）のご案内

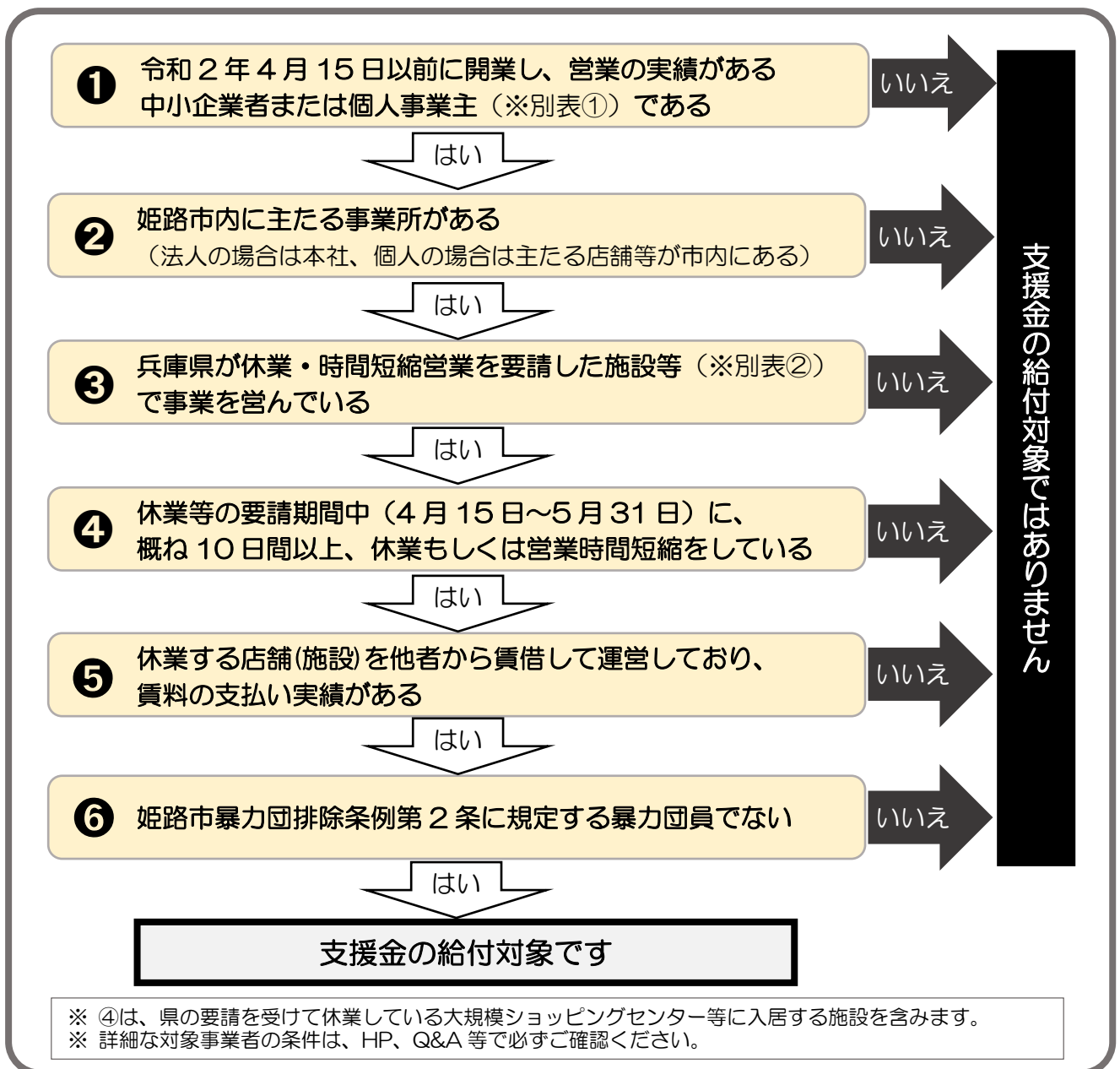
### 1. 事業の概要

#### （1）事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた兵庫県の要請を受け、休業や営業時間の短縮等にご協力いただくことにより、固定費(家賃等)が重くのしかかり、経営に深刻な影響を及ぼしている中小企業や個人事業主の皆様へ、国や県からの給付金・支援金に加え、姫路市が独自に追加の支援を行います。

#### （2）支援の対象となる事業者

以下の①～⑥の全てに該当する方が対象となります。



#### （3）支援金額

10万円（1事業者につき） ※複数店舗を経営されている方も1事業者となります。

## 2. 申請方法

(1) 受付期間 令和2年5月7日(木)～6月30日(火) 消印有効

(2) 申請方法 「(3) 提出書類」一式を準備の上、**郵送**で下記へご提出ください。  
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送受付のみとします。

郵送先 〒670-8505 姫路市下寺町4-3 姫路商工会議所内  
(提出先) 姫路市休業要請等協力支援金事務局 宛

(3) 提出書類 **※返却いたしません**

- ① 申請書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 店舗(施設)を賃借していることがわかる書類

・賃貸借契約書の写し 等

※ 倉庫・駐車場等のみの賃借や、専ら居住の用に供する家屋の賃借は対象外です。

- ④ 直近の賃借料の支払い実績がわかる書類

・通帳や領収書等の写し、振込通知 等

- ⑤ 支援金の振込を指定した口座の預金通帳コピー

・振込口座番号・名義人が確認できるページの写し 等

- ⑥ 営業活動を行っていることがわかる書類

・令和元年分(もしくは直近)の確定申告書(第一表)の写し

※ 確定申告書の写しは、税務署の受付印のないものは無効です。(電子申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を併せてご提出ください。)

※ 新型コロナウイルスの影響により令和元年度の確定申告が済んでいない場合は、前年度分をご提出ください。

※ 設立後、決算期や申告時期を迎えていない場合は、税務署へ提出した『開業届出書』もしくは『法人設立届出書』の写しをご提出ください。

※ 申請に係る書類一式は、姫路市・姫路商工会議所・姫路市商工会のHPでダウンロードできるほか、姫路市役所・各支所、姫路商工会議所、姫路市商工会、市内主要金融機関の窓口で配布を予定しています。(詳細はHPでご確認下さい <https://www.himeji-cci.or.jp/>)

### (4) 審査について

- ・到着分より順次受付、審査を開始します。
- ・申請書類の不備等がなければ、振込予定日を記載した『受理通知文書』を申請事業者宛てに郵送し、後日、指定の口座に入金します。(5月前半より給付開始予定)

**※事業の内容や申請の条件・方法など、ご不明な点は下記までお問合せください。**

#### 【当支援金の事務申請手続等について】

→姫路市休業要請等協力支援金事務局(姫路商工会議所内) / 9:00~17:00(土日祝除く)

079-223-7711 ※5月9日以降より土日電話対応可能

→姫路市商工会事務局 / 9:00~17:00(土日祝除く)

079-336-1368